



# 改正貸金業法の完全施行に向けた取組み

平成22年8月9日公表  
北海道財務局

問い合わせ先  
理財部 金融監督第三課  
内線 4314

※記載されている内容は、おおむね7月中旬までに得られた情報に基づくものです。

# 改正貸金業法の完全施行に向けた取組み

## 北海道財務局の取組み

### 改正貸金業法完全施行強化期間 (5月20日～7月18日)

#### 財務局長が特別記者会見で情報発信

5月18日に改正貸金業法完全施行に向けた強化期間の設定、協議会の設置等の取組みを周知

#### 改正貸金業法北海道協議会

5月20日に新たな「会議体」を設置し開催(本局及び各事務所等)。7月22日に第2回協議会を開催、事務所等でも第2回地域協議会を開催予定

#### ポケットティッシュの街頭配布

5月24日及び26日に札幌駅南口及びすすきの駅周辺にて当局幹部等による街頭配布、事務所等でも主要駅前や地元スーパー周辺で街頭配布

#### パネル展の実施

5月24日～6月4日に札幌第一合同庁舎1階ロビーで改正法の概要周知

#### 各種会議・講演等で周知活動

経済財政懇話会や財務行政懇話会等において、金融庁作成のリーフレットを用いて当局幹部が改正法について周知

#### 担当者・業者向け業務説明会

6月3日に金融庁職員による業務説明会を開催

#### ヒアリングの実施

登録貸金業者に対し、完全施行に向けた態勢整備や顧客対応準備について、定期的に行うモニタリングのほかに当局独自で5月下旬にヒアリングを実施

#### 貸金業協会の取組み

- ・財務局のポケットティッシュの街頭配布に参加
- ・貸金業者に対し、改正法に伴う事務手続きを指導

#### 北海道庁の取組み

- ・当局が開催した業務説明会の内容や府令及び監督指針の改正について、各振興局(道出先機関)の職員や業務説明会を欠席した知事登録の貸金業者に対し周知徹底
- ・地域の消費生活相談員を対象とした弁護士によるセミナーや研修会を実施

#### 北海道警察本部の取組み

- ・地方の所轄警察署へ周知徹底
- ・電話相談者への周知

#### 北海道労働局の取組み

- ・北海道内38ヶ所のハローワークにおいて、当局の「多重債務者相談窓口」を求職者向けリーフレット(60,800部)の配布により周知。

#### 北海道経済産業局の取組み

- ・道経済産業局が有する北海道新聞の掲載枠「消費者ノート」欄を利用し、改正貸金業法のポイントを掲載
- ・軽微な貸金業法に関する相談については、消費者相談室において対応

#### 地方公共団体の取組み

- ・広報誌に改正法の内容を掲載
- ・金融庁作成のポスターの掲示やリーフレットの配布の実施
- ・市役所においてパネル展の実施

#### 札幌司法書士会の取組み

- ・金融庁等で実施する「あなたは大丈夫?キャンペーン-貸金業法が大きく変わります!-」の一環として、6月14日～18日に無料相談会を実施

#### 札幌弁護士会の取組み

- ・相談料無料の「多重債務解決センター」の常設を改めて周知広報

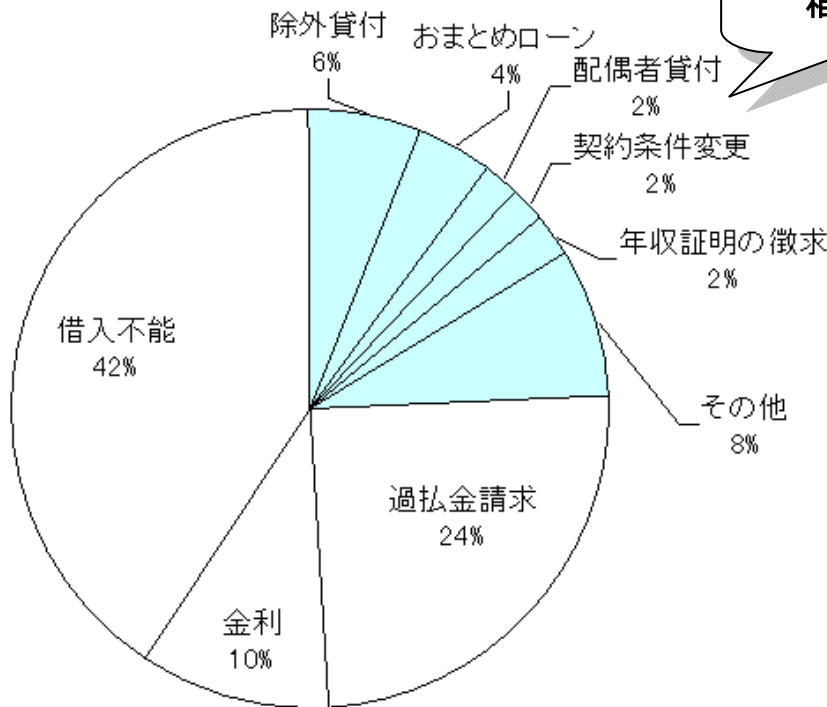
協力要請

#### マスコミの報道等

TV 4社(8回)  
新聞12社(35回)

# 借手等から財務局に寄せられた相談類型

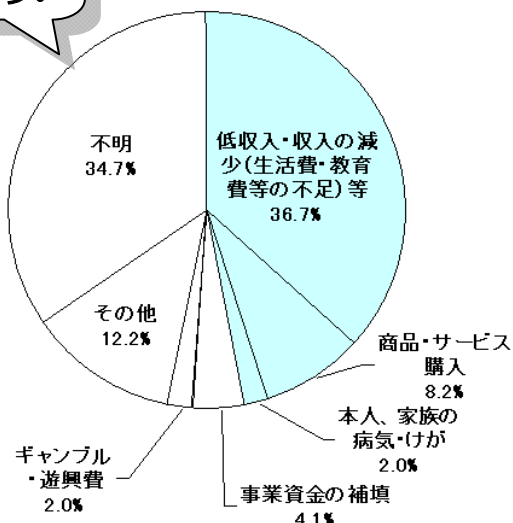
## 相談の内容



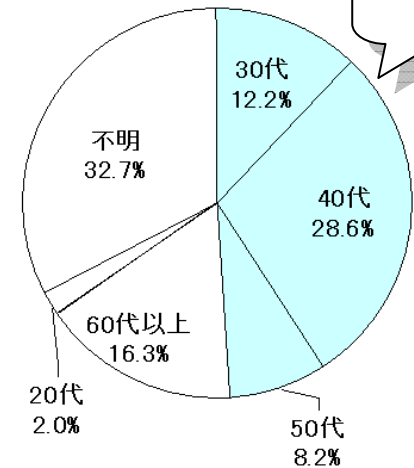
総量規制に関する相談が2割

生活費等の補填のための借入が多い

### 借入のきっかけ



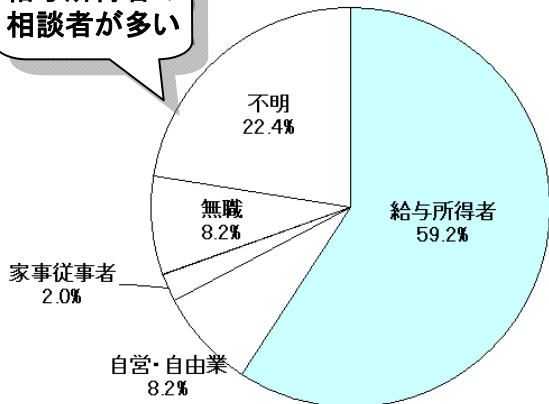
### 相談者の年齢



働き盛りである30~50代が5割

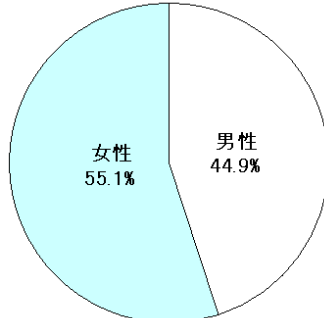
### 相談者の職業

給与所得者の相談者が多い



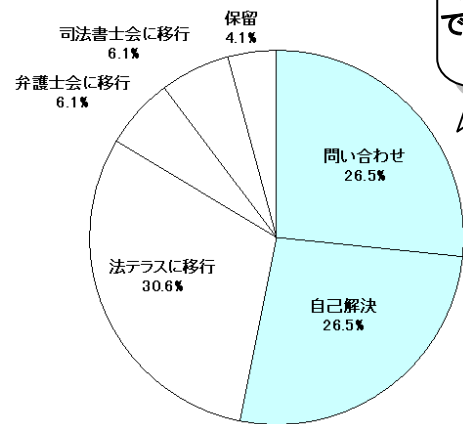
### 相談者の性別

男性より女性が多い(北海道の特徴)



### フォローアップ状況

当局相談員限りで自己解決等ができた事例が5割



(注)貸金業法に関する相談件数を対象。対象期間は5月6日~7月20日で合計49件。複数回の相談であっても1件としてカウント。

# 借手等から財務局に寄せられた相談事例

## 主な相談事例

## 相談員のアドバイス

Q1

借入金返済を目的とした貸金業者からの借入(いわゆる自転車操業)が不能となった。借入可能な金融機関を紹介してほしい。

A1

セーフティネット貸付の助言はできるが、一般金融機関の斡旋は行っていない旨説明。借入を考える前に、生活費等の見直しや業者に返済条件の緩和を相談するよう助言。

Q2

A貸金業者と自宅担保の契約(金利15%)有り。B貸金業者に対し借換え(金利10%)を相談するも、改正法を理由に謝絶された。

A2

総量規制の例外として位置づけられた「借入残高を段階的に減らしていくための借換え」と思われることから、再度B貸金業者に相談するよう助言。

Q3

専業主婦だが、娘が離婚して同居が始まり、孫の教育費等のために借入。6/18以降は新たな借入ができない状況で、夫や家族に打ち明けられず悩んでいる。

A3

家族会議で借入状況を明らかにし、生活費や教育費を見直すことが先決と助言。任意整理によって過払い金返還の可能性もある旨説明。

Q4

夫はギャンブルのために借金を重ねた後、返済に悩み自殺を図った。一命は取り止めたが、就労不能となり収入が途絶えた。多額の借金問題をどのように解決したらよいか。

A4

重い後遺症のため就労不能となったことなどから、自己破産の方針を提案。法テラス・民事法律扶助について案内。生活保護を申請するよう助言。

借入関係

## 主な相談事例

## 相談員のアドバイス

Q5

A古物商から相場をはるかに超えた価格で購入した金貨を、B宝石店で相場価格で現金化した。一時的に現金を入手したが、高額な金貨の未払代金が残った。

A5

札幌司法書士会内にある「金貨金融対策協議会」事務局の司法書士を案内。

Q6

クレジットカード枠で商品を購入し、その商品を現金化することで、現金を入手しようとしたが、定価の数割でしか購入してもらえなかった。

A6

クレジット枠を利用して現金化する行為そのものが不正行為に当たることを説明(相談者本人に罪の意識が全くないのが問題)。

Q7

ヤミ金10件を利用して、夫の勤務先と実家の母への執拗な連絡に頭を痛めている。どうしたら良いか。

A7

ヤミ金は貸金業法違反であり、返済の義務はない旨説明。勤務先上司や家族に協力を促した上で、警察にも相談することを助言。

現金化の手法

ヤミ金関係

ヤミ金

## 貸金業者等からの意見

- ・改正法完全施行前に既存枠を使ったり、返済条件の緩和を行うなどの自己防衛策を行った顧客が多く、資金繰りが厳しくなると予想される今夏以降にヤミ金に流れないか心配。
- ・大手消費者金融が撤退していくなか、純資産5千万未満でも十分営業可能な業者が廃業に追い込まれ、地域によっては業者がゼロ(留萌等)のところが出てきており、借手の資金需要に対応できない。
- ・セーフティネット貸付(生活福祉資金貸付)は資格要件があり、生活保護に準ずる所得水準でなければ、結局利用できない場合が多い。
- ・当社(地元大手)のカード会員約80万人のうち、約1万人が総量規制の対象となり、一人当たりのキャッシング利用額は6万円/月なので、当社だけでも毎月約6億円の新規貸付が出来ずに個人消費が減ることとなり、景気の足を引っ張ることにもなりかねない。